

NEWS&TOPICS

水道料金改定のお知らせ

# 新水道料金(平均改定率24.95%)を平成14年6月1日検針分から適用します



▲安全で良質な水を安定して供給できるよう努めています。(写真は物集女新配水池)

「今後の水道事業のあり方」について、ご審議いただいていた水道事業運営協議会の答申を踏まえた水道料金改定案(平均改定率24.95パーセント)が、昨年12月議会で可決されました。

本市水道事業の財政状況につきましては、平成8年10月に水道料金を改定以来5年余りが経過し、この間、経常経費の削減や組織の統廃合などによる人件費抑制対策などの経営効率化に取り組み、財政収支の均衡を図ってまいりました。しかしながら、本市水道事業会計は、近年の社会経済情勢の変化や市民の生活様式の変化などにより、水需要が低迷し、水道経営の根幹を占める水道料金収入が伸び悩む一方、経費の面では、平成12年10月からの府営水道の導入による新たな費用の発生などにより、平成12年度決算では、6,331万円の累積欠損金が生じました。

さらに、平成13年度以降の財政収支見込でも、毎年約4億～5億円の単年度赤字が見込まれ、このまま推移すれば10年後の平成22年度では、約48億円の大幅な累積欠損金が生じる見込みであり、水道事業経営にとって、危機的な状況に陥ることになるものと予測されます。

こうしたことから、昨年7月に向日市水道事業運営協議会を設置し、水道事業経営の健全化を図るため、「今後の本市水道事業のあり方について」諮問をいたしました。

改定内容の詳細や新料金表等につきましては、2月中旬発行予定の「向日市水道だより」でお知らせします。

協議会では、慎重に審議を重ねられた結果、料金の改定にあたりましては、今日の社会経済情勢を勘案し、短期間で赤字を解消する料金改定では、改定率が約60%と相当高くなり、市民の負担が大きくなることから、改定期間を9年間とする3回の段階的な料金改定が適当とされ、第1段階として、30.28%の料金改定が必要であると、答申いただきました。

この答申を受け、市といたしましては、経営の健全化をさらに進め、一層の市民サービスの向上と将来にわたり安定して給水をしていくための経営のあり方などについて、十分に検討を行い、今回、利用者に応分のご負担をお願いすることにいたしましたものです。

その結果、市民への負担軽減を図るため水道事業会計に対し、一般会計からの財政支援を行うこととし、答申の料金改定率を圧縮して、平均改定率24.95%の水道料金の改定案を昨年12月議会で提案し、可決いただきました。

なお、新水道料金は、平成14年6月1日以降の検針分から適用させていただきます。

市民の皆様方には、ご負担をおかけいたしますが、今後とも、経営の効率化をはじめ市民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 上下水道部業務課(内線803)

## NEWS AND TOPICS

公園づくりに参加してみませんか  
深田川橋公園のリメイクと一緒に考えましょう

深田川リメイク委員会では、市民の皆さんと一緒に深田川橋公園のリメイク(改修)について考える「公開ワークショップ」を開催します。



深田川橋公園のリメイク(改修)は、雨水浸水被害を解消するために実施する石田川1号雨水幹線事業の排水ポンプ施設設置に伴うもので、平成13年9月から「深田川リメイク委員会」で市民参加型の公園づくりについて検討を重ねています。

今回の公開ワークショップでは、「これはおもしろいなとちょっとでも思った人」「とにかく何かしてみたいと考えている人」であれば子どもから大人まで、どなたでも参加できます。みんなで考え、話し合いながら楽しい公園をつくりませんか。

### ■第1回公開ワークショップ■

●日時 1/27(日)午前10:00～正午

●場所 寺戸コミュニティセンター

◎「深田川リメイク委員会」事務局(健康都市推進室)(内線275、276)

### 深田川橋公園(やま公園)についてのアンケート調査のお願い

このアンケート調査は、公園周辺にお住まいの500世帯を対象に実施するもので、市民参加の公園づくりを進めるため、みなさんが深田川橋公園をどのように利用され、どのようなご意向・ご希望をお持ちか調査するものです。

●調査期間 1/16(水)～2/10(日)

●調査主体 深田川リメイク委員会

◎健康都市推進室(内線275、276)

### 防災とボランティア週間 1/15～21

防災ロビー展(写真・備蓄品等の展示)

1/15(火)～21(月)・市役所ロビー

お問い合わせ 市民安全課(内線249)

## 中学校通学区域が弾力化されます

向日市教育委員会では、平成14年度から中学校に就学する生徒を対象に、通学区域の弾力化を行います。これまで、指定された学校以外の学校へ通学できるのは、身体的理由などやむを得ない事情がある場合に限定していましたが、調整区域内の生徒および教育委員会が指定する部活動へ入部を希望する生徒に関しては、区域外の就学が可能になります。

### 調整区域制度

調整区域は、生徒の就学校の指定に関し、特別な取扱いをする区域として、通学区域内に設けられた区域です。区域内の生徒は、通学区域で指定されている学校「指定校」のほかに、「選択校」への通学が可能です。

選択校への通学する場合、教育委員会に「選択校への通学届出書」を提出していただきます。

調整区域	指定校	選択校
第3向陽小学校区のうち 鶏冠井町地域	勝山中学校	寺戸中学校
第6向陽小学校区のうち 府道上久世・石見上里線 以南の地域	勝山中学校	西ノ岡中学校
第4向陽小学校区のうち 阪急線以西の地域	西ノ岡中学校	寺戸中学校

### 部活動制度

市内3中学校のうち、1校にしか設置していない部で、教育委員会が指定する部活動(下表参照)への入部を理由に、指定された学校以外で部活動を行う学校へ通学することができます。

部活動を行う学校への通学する場合、教育委員会に「部活動に係る中学校通学届出書」を提出していただきます。

中学校	対象となる部活動
勝山中学校	体操部
西ノ岡中学校	水泳部
寺戸中学校	バドミントン部 マーチングバンド部

通学区域制度や就学すべき学校の指定、区域外就学などについてのご相談・お問い合わせは、教育委員会学校教育課(内線323)へ